

福岡市公報

令和7年8月14日 第7168号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目
次次
告

ページ

○一般競争入札の実施（第257号）	1
○一般競争入札の実施（第258号）	2
○指定管理者の公募（第259号）	3

教育委員会

○指定管理者の代表者の変更（告示第8号）	5
----------------------	---

公 告

福岡市公告第257号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和7年8月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
交通安全施設	福岡東環状線無名橋（20379）橋梁補修工事	
	令和7年度香椎かもめ大橋外1箇所補修工事	
	令和7年度早良区（入部）管内防護柵補修工事	
法面	市道吉武1453号線法面改良工事	
フェンス	城浜小学校外構改良工事	
	原西小学校外構改良工事	
	高取小学校外構改良工事	
	令和7年度市営弥永住宅（その2地区）電気工事	

電気 A	千代共同溝電気設備更新工事	
	福岡アジア美術館一般照明更新工事	
	西区管内（西部出張所管内除く）道路照明灯建替え・LED 化工事	
電気 B	東区管内道路照明灯 LED 化工事（その 8）	
	令和 7 年度城南区管内照明灯建替工事	
	植物園エントランスガーデン等改修設備工事	
	福岡 100 プラザ南内部改造電気工事	
	東区管内道路照明灯 LED 化工事（その 9）	
管 B	板付会館内部改修その他空調設備工事	
	福岡 100 プラザ南内部改造空調設備その他工事	
	高宮小学校便所改造衛生設備工事	
	板付北小学校便所改造衛生設備工事	
	保健環境研究所給水設備等更新工事	
	城西中学校便所改造衛生設備工事	
	板付会館内部改修その他衛生設備工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和 7 年 8 月 25 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後 10 時まで

福岡市公告第 258 号

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び福岡市契約事務規則第 5 条の規定により次のように公告する。

令和7年8月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
管 A	西体育館改修空調設備工事	総合評価落札方式

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

U R L https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和7年8月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第259号

福岡市産学連携交流センター条例（以下「条例」という。）第21条第1項の規定に基づき、福岡市産学連携交流センターについて指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市産学連携交流センター条例施行規則（以下「規則」という。）第16条の規定により次のように公告する。

令和7年8月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市産学連携交流センター	福岡市西区九大新町4番1号及び5番5号

2 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

条例第20条第2項各号に掲げる業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

規則第3条第1項に規定する休館日

(3) 使用料の徴収

条例第10条第1項に定める額を徴収すること。

(4) 使用料の納入の手續

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 使用料の減免の基準及び手續

条例第12条及び規則第12条第1項第2号に定める基準及び手續によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(7) 利用者の使用を制限するときの要件

条例第9条に定める要件

(8) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補となることができる資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）であつて、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 団体（任意団体にあつては、その代表者）が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 応募時点で、自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取

消しを受けたもの

- (4) 団体又はその代表者が、次にいずれかに該当するもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

- (5) 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から 2 年を経過しないもの

- (6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり交付する。

- (1) 方法

本市ホームページから(2)に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。

- (2) 期間

この公告の日から令和 7 年 9 月 30 日まで

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

- (1) 受付期間

ア 期間

令和 7 年 9 月 16 日から同月 30 日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

- (2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（経済観光文化局創業推進部創業・大学連携課）

電話 092-711-4344

教 育 委 員 会

公の施設の指定管理者から令和 7 年福岡市教育委員会告示第 1 号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市立市民センター条例第 17 条後段の規定により次のように告示する。

令和 7 年 8 月 14 日

福岡市教育委員会

区 分	公の施設の名称	指定管理者 の名称	共同事業体の 構成団体の名 称	指定管理者（共 同事業体の構成 団体）の代表者 の氏名	変 更 年月日
変更前	福岡市立城南市 民センター	九電ビジネス フロント・九 州メンテナ ンス J V	九州メンテナ ンス株式会社	代表取締役社長 佐川 泰弘	令和 7 年 6 月 16 日
変更後				代表取締役社長 小川 裕史	